

「在宅での学習支援」から、「在宅における教育」へ 各家庭でのご協力をお願いします

県教育委員会では、感染症拡大防止に向けた最大限の取組を実施しながら、県立学校で学ぶ子どもたちに、在宅においても学校での教育活動ができる限り保障するために、すべての県立学校において「在宅教育」を実施します。

在宅教育 とは

子どもたちが、在宅を基本として、必要なサポートを受けながら学習に取り組み、自ら学習の状況を評価し、学習目標の達成を目指す教育

① 実施期間 令和2年4月13日～5月末まで

※原則として3週間を単位とする期間で実施します。

※延長に関しては、感染者の状況などの情勢を踏まえて判断します。

② 学習内容

中学校・高等学校・特別支援学校の各教科、自立活動、特別活動(ホームルーム活動など)や人権教育など、幅広い分野を学びます。

- (特徴)
- ★教科書の内容を中心に学びます
 - ★子どもが自分自身の学びを評価します
 - ★動画配信を活用した学習を検討します
 - ★学習の振り返り等をもとに評価します

③ 基本的な学習の流れ

